

入札説明書

ナノ医療イノベーションセンター (iCONM)
TECAN プレートリーダーSpark 購入業務

一般競争入札

公益財団法人川崎市産業振興財団

令和4年11月1日

この度、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下、財団）は、「ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)TECANプレートリーダーSpark購入業務」について、財団契約要綱に基づき、以下のとおり一般競争入札を行います。

本件入札については、関係法令等に定めのあるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)
 TECAN プレートリーダーSpark 購入業務
- (2) 入札実施日 令和 4 年 11 月 25 日（金） 9 時 00 分
- (3) 入札場所 公益財団法人川崎市産業振興財団
 ナノ医療イノベーションセンター（iCONM） 3 階（3001）
- (4) 業務概要 別紙仕様書による
- (5) 業務完了期限 令和 5 年 3 月 31 日（金）

2. 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱第 2 条の規定に基づく資格停止中でないこと
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (4) 川崎市から指名停止処分を受けていない者
- (5) 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者
- (7) 団体又はその代表者が以下に該当する者でないこと
 - ア. 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者(以

- 下「暴力団員等」という。)が含まれている場合
- イ. 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ. 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ. 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ. 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- (8) 当該業務について迅速かつ確実に履行できると認められる者

3. 入札参加申込書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出書類

ア. 入札参加申込書（第1号様式）

イ. 過去に行った同様の実績がわかる資料（書式は任意）

(2) 提出方法 上記提出書類2種を電子メールへ添付し提出してください。

持参、FAX、郵送、その他の方法による提出は認めません。

公益財団法人川崎市産業振興財団

ナノ医療イノベーションセンター（iCONM）管理部

メールアドレス iconmkanri@kawasaki-net.ne.jp

メール件名に「TECAN プレートリーダーSpark 購入業務」入札参加申込書と記載

(3) 提出期間 令和4年11月1日（火）～11月18日（金）午前10時まで （土曜、日曜及び祝・休日を除く9時から12時まで、13時から17時まで）

4. 応募及び仕様書に関する質問

応募及び仕様書の内容について疑義がある場合は、次により質問してください。質問は電子メールで提出するものとし、仕様書に関してはその該当箇所を明示してください。

(1) 受付締切 令和4年11月15日（火）10時まで

(2) 受付場所 公益財団法人川崎市産業振興財団

ナノ医療イノベーションセンター（iCONM）管理部

メールアドレス iconmkanri@kawasaki-net.ne.jp

メール件名に「TECAN プレートリーダーSpark 購入業務」質問書と記載

5. 入札手続等

(1) 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 注意事項

- ア 入札参加者は、入札書（第3号様式）を直接持参し、提出してください。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めません。
- イ 入札金額は、業務遂行上必要とする一切の諸経費を含めた額とします。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。
- エ 代理人が入札する場合は、入札書に入札者の住所、氏名又は名称若しくは商号及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておくとともに、入札時に委任状（第2号様式）を提出してください。
- オ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し押印してください。
- カ 入札者又はその代理人は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
- キ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出してください。
- ク 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止します。
- ケ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできません。
- コ 入札者又はその代理人は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示してください。
- サ 入札又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札が終了するまでは、入札の場所を退場できません。
- シ 入札書の提出前に退場した者は、いかなる理由であれ、その入札に参加できません。また、再度入札を行う場合も同様とします。

(3) 開札

ア 日時及び場所

入札終了後、直ちにその場所において行います。

イ 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとし、入札参加者が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせてこれを行います。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいないときは、財団契約要綱により、直ちに再度入札を行います。

(5) 入札の無効

次の入札は無効とします。なお、(4)により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができません。

①金額の記載がない入札

②法令又は入札に関する条件に違反している入札

③同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

④所定の場所及び日時に到達しない入札

⑤入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

⑥金額の重複記載又は誤字もしくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑦入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(6) 入札書に関する事項

入札書は、財団が示す書式により、次のことを表示し押印してください。

①入札年月日

②入札者の住所、氏名及び印（法人の場合は所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

ただし、代理人出席の場合は、入札者の住所、氏名（法人の場合は所在地、商号又は名称）及び代理人自身の氏名及び印（委任状で使用している私印であること。）

③入札金額（記載する金額は、(2)イのとおりとします。）

(7) 落札者の決定の方法

①契約事項①②の合計金額について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

②落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者でくじ引きを行い、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

③入札は2回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札において最低金額の入札を行った者が見積書を提出し、予定価格の制限の範囲内で随意契約を行うものとします。

6. その他

- (1) 落札後に契約書の作成を要します。
- (2) 入札参加者、又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者、又は契約の相手方が負担するものとします。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他財団の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはなりません。
- (4) 提出された資料等は返却しません。入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。
 - ア 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知されたうえで入札してください。
 - イ 入札に関する事項とは、入札の公告、入札説明書、仕様書及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいいます。
 - ウ 上記入札事項について、不明な点、疑問点、その他理解できない点があった場合は、入札前に係員に対し問い合わせてください。
 - エ 入札中は、問い合わせ以外の一切の発言を認めませんので、静粛に入札を行ってください。
 - オ 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはなりません。
 - カ 財団に提出した入札書は、書き換えたり撤回することができませんので、誤算や違算、又は見込み違い等のないように十分注意してください。
 - キ 入札は、本人又は代理人によって行われることとなりますが、代理人の場合は、委任状をすでに財団に提出しているものを除き、必ず入札前に係員に提出することとし、その確認を受けた後に入札に参加してください。また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑（私印）を押印してください。
 - ク 入札は、第1回で落札者が決定しない場合は、直ちに再度入札を行うこととします。このとき第2回目の入札に参加する意思のないときは、入

札書に辞退の旨を記し係員に提出してください。

- ケ 入札に当たり不正な行為が行われたと認められるにたる事実が判明した場合は、退場を命ずること、又は、中止することもあります。
 - コ 入札は、財団の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方としますが、当該契約の確定は、財団が提出した契約書に双方がともに押印したときです。
 - サ 落札者は、直ちに財団の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力してください。
 - シ 入札書は、財団の定める様式によるものとし、入札書はあらかじめ用意しておいてください。
- (5) 入札保証金及び契約保証金については過去の実績により納めていただく場合があります。

(6) 事情により入札を取り止める場合があります。

7. 契約・業務実施スケジュール

公告開始	令和4年11月1日(火)
入札参加申込	令和4年11月1日(火)から 令和4年11月18日(金)10時まで
仕様書に関する質問書受付	令和4年11月15日(金)10時まで
入札日・落札者決定	令和4年11月25日(金)
本契約締結	令和4年11月25日(金)(予定)
業務実施期限	令和5年3月31日(金)

業務実施期限は検収終了日としますが、当方都合により検収が遅れた場合は期限を延長いたします。

仕様書

1. 件名

TECANプレートリーダーSpark購入業務

2. 必要条件

プレートリーダーは様々はマイクロプレートを用いることで多数のサンプルから一度にデータを取得することができるため、ライフサイエンス分野全般におけるスクリーニング段階でのスループットを向上させるために大きく寄与する装置であり、本研究室でのニーズも高く必要な機器である。

- (a) 核酸、タンパク定量のため、紫外域の吸光測定機能を搭載していること
- (b) FRETやTR-FRETに対応できるように波長および半値幅可変型の蛍光測定機能を搭載していること
- (c) 細胞内の遺伝子発現を定量(レポーターアッセイ)するためフィルター式の発光測定機能とインジェクターを搭載していること
- (d) 細胞の生存率判定のため下方蛍光測定および幅広いダイナミックレンジでの発光測定機能を搭載していること

3. 要求仕様

- (a) 吸光測定機能を搭載し、モノクロメーター方式でかつ測定波長範囲は200nm～1000nm間で1nm刻みで選択できること。
- (b) 上方下方蛍光測定機能および時間分解蛍光測定機能を搭載し、モノクロメーター方式でかつ測定波長範囲は280nm～900nm間で1nm刻みで選択でき、更にその半値幅も可変であること。
- (c) 発光測定機能を搭載し、波長可変型フィルター方式で測定波長範囲は370nm～700nmであること。また、ダイナミックレンジは10桁以上であること。
- (d) 将来的に、測定ウェルの温度を赤外線センサーで計測し、そのデータもとに測定値を補正する機能を備えたAlphaScreenの測定モジュールを追加搭載できること。

4. 搬入、据付、調整及び保守

- (a) 下記の納入場所の指定位置までの搬入、据付調整を行うこと。ただし、指定場所への立ち入りに関しては担当者の指示に従うこと。
- (b) 供給者は納品検収時に当該設備が仕様を満たしていることを確認、記録すること。
- (c) 搬入、据付に必要な工具及び付属品は供給者が準備すること。

5. その他

- (a) 納品場所
神奈川県川崎市川崎殿町3-25-14 ナノ医療イノベーションセンター 3204号室
- (b) 納入期限
2023年3月31日
- (c) 検査及び引渡し
本仕様書に基づき、担当職員の立合いのもとで、納入検査を受けるものとし、検査合格をもって引渡しを行うものとする。
- (d) 本装置の保証期間は、検査を完了してから1年間とし、この期間中に生じた故障等不具合については発注者の故意又は過失を除き、無償にて修理又は交換等の処置を速やかに行うものとする。